日置市教育委員会教育長 奥 善一

緊急事態宣言を受けての臨時休業の実施について(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃から本市の教育行政及び学校教育活動への御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、国は、4月16日(木)に新型コロナウイルス特措法に基づく「緊急事態宣言」を、5月6日まで全都道府県に拡大することを決定しました。また、 鹿児島県は、県内全ての学校へ臨時休業を要請しました。

このことを受け、日置市では、下記のとおり全ての公立幼稚園及び公立小中学校を臨時休業とすることにいたしましたので、お知らせします。引き続き、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

併せて,保護者の皆様におかれましては,不要不急の県外への移動・旅行等の自粛等, 感染拡大防止に御協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

2 臨時休業中の過ごし方について

- (1) 朝夕の検温,マスク着用,手洗い・うがい,咳エチケットの励行,十分な睡眠と栄養摂取に留意するなど,規則正しい生活を心がけ,感染症予防に努めてください。
- (2) 通院等を除き,不要不急の場合,自宅から外出を控えてください。臨時休業期間中は,スポーツ少年団,中学校の部活動は活動を自粛します。
- (3) 学校から配布された学習プリントや課題等をもとに、時間を有効に活用して、計画的に復習や予習を行ってください。

3 不要不急の県外への移動・旅行等の自粛について

- (1) 特に県外への移動や旅行等は自粛してください。
- (2) やむを得ない事情により、児童生徒を含め生活を共にする家族が県外へ移動する(した)場合、必ず学校へ連絡してください。この場合、2週間程度の自宅待機をお願いいたします。
- (3) 児童生徒を含め生活を共にする家族が、県外から移動してきた人と接触があった場合も学校へ連絡してください。この場合も、2週間程度の自宅待機をお願いいたします。